

投資主各位

不動産投信発行者名
 東京都千代田区九段北四丁目1番9号
 東京グロースリート投資法人
 代表者名 執行役員 角替 隆志

正 誤 表

本書「第6期 資産運用報告書」の一部に誤りがございましたのでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきたくお願い申し上げます。

記

訂正箇所

2 ページ I.投資法人の概要 決算サマリー

(正)

	第4期 自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日	第5期 自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日	第6期 自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日
1口当たり純資産額 (円)	388,109	<u>387,121</u>	388,666

(誤)

	第4期 自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日	第5期 自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日	第6期 自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日
1口当たり純資産額 (円)	388,109	<u>387,122</u>	388,666

16 ページ II. 資産運用報告書 1 資産運用の概況 (1)営業成績及び財産の状況の推移

(正)

期別		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
計算期間		自平成14年 1月18日 至平成14年 12月31日	自平成15年 1月1日 至平成15年 6月30日	自平成15年 7月1日 至平成15年 12月31日	自平成16年 1月1日 至平成16年 12月31日	自平成17年 1月1日 至平成17年 6月30日	自平成17年 7月1日 至平成17年 12月31日
その他	1口当たり純資産額(基準価額) (c)/(e) (円)	435,184	399,011	372,864	388,109	<u>387,121</u>	388,666

(誤)

期別		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
計算期間		自平成14年 1月18日 至平成14年 12月31日	自平成15年 1月1日 至平成15年 6月30日	自平成15年 7月1日 至平成15年 12月31日	自平成16年 1月1日 至平成16年 12月31日	自平成17年 1月1日 至平成17年 6月30日	自平成17年 7月1日 至平成17年 12月31日
その他	1口当たり純資産額(基準価額) (c)/(e) (円)	435,184	399,011	372,864	388,109	<u>387,122</u>	388,666

18 ページ II. 資産運用報告書 1 資産運用の概況 (3)増資等の状況

(正)

年月日	摘要	発行投資口総数(口)		出資総額(円)		備考
		増減	残高	増減	残高	
平成17年2月7日	公募増資	10,650	28,899	3,937,667,100	10,833,292,100	(注4)

(誤)

年月日	摘要	発行投資口総数(口)		出資総額(円)		備考
		増減	残高	増減	残高	
平成17年2月8日	公募増資	10,650	28,899	3,937,667,100	10,833,292,100	(注4)

38 ページ IV.損益計算書

(正)

科目	期別	当期 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)		前期(ご参考) (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	
		金額	百分比 (%)	金額	百分比 (%)
II 営業外損益の部					
1 営業外収益					
受取利息		18	0.0	8	0.0
<u>還付加算金</u>		<u>103</u>	<u>0.0</u>	<u>664</u>	<u>0.0</u>
<u>雑収入</u>		<u>795</u>	<u>0.0</u>	<u>6,031</u>	<u>0.5</u>
			916		6,704
			0.0		0.6

(誤)

科目	期別	当期 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)		前期(ご参考) (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	
		金額	百分比 (%)	金額	百分比 (%)
II 営業外損益の部					
1 営業外収益					
受取利息		18	0.0	8	0.0
<u>その他営業外収益</u>		<u>898</u>	<u>0.0</u>	<u>6,695</u>	<u>0.6</u>
			916		6,704
			0.0		0.6

39 ページ IV.損益計算書 [重要な会計方針]

(正)

期 別 科 目	当 期 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前 期(ご参考) (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)
3 収益及び費用の計上基準	<p>固定資産税等の処理方法 保有する不動産にかかる固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち当期に納税する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しております。</p> <p>なお、不動産または不動産を信託財産とする信託受益権の取得に伴い、精算金として譲渡人に支払った初年度の固定資産税等相当額については、費用に計上せず当該不動産等の取得原価に算入しております。当期においては不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は、4,015千円であります。</p>	<p>固定資産税等の処理方法 保有する不動産にかかる固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち当期に納税する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しております。</p> <p>なお、不動産または不動産を信託財産とする信託受益権の取得に伴い、精算金として譲渡人に支払った初年度の固定資産税等相当額については、費用に計上せず当該不動産等の取得原価に算入しております。当期においては不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は、36,498千円であります。</p>

(誤)

期 別 科 目	当 期 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前 期(ご参考) (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)
3 収益及び費用の計上基準	<p>固定資産税等の処理方法 保有する不動産にかかる固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち当期に対応する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しております。</p> <p>なお、不動産または不動産を信託財産とする信託受益権の取得に伴い、精算金として譲渡人に支払った初年度の固定資産税等相当額については、費用に計上せず当該不動産等の取得原価に算入しております。当期においては不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は、4,015千円であります。</p>	<p>固定資産税等の処理方法 保有する不動産にかかる固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち当期に対応する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しております。</p> <p>なお、不動産または不動産を信託財産とする信託受益権の取得に伴い、精算金として譲渡人に支払った初年度の固定資産税等相当額については、費用に計上せず当該不動産等の取得原価に算入しております。当期においては不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は、36,498千円であります。</p>

以 上